

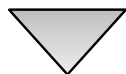
# 労務費の基準の「実効性確保」の方向性

---

**技能者の処遇改善**を図ることが「労務費の基準」の目的であり、この点は、公共工事・民間工事に共通。

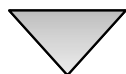
## 技能者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業の担い手を中長期的に確保するため、技能や厳しい労働環境に見合った賃金への引上げ等の**処遇改善が必要**。
- 一方で、建設工事の請負契約において、労務費は相場が分かりづらく材料費よりも削減が容易であること、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利になること等により、**技能者の賃金がしわ寄せを受けやすい**。



## 目指す姿

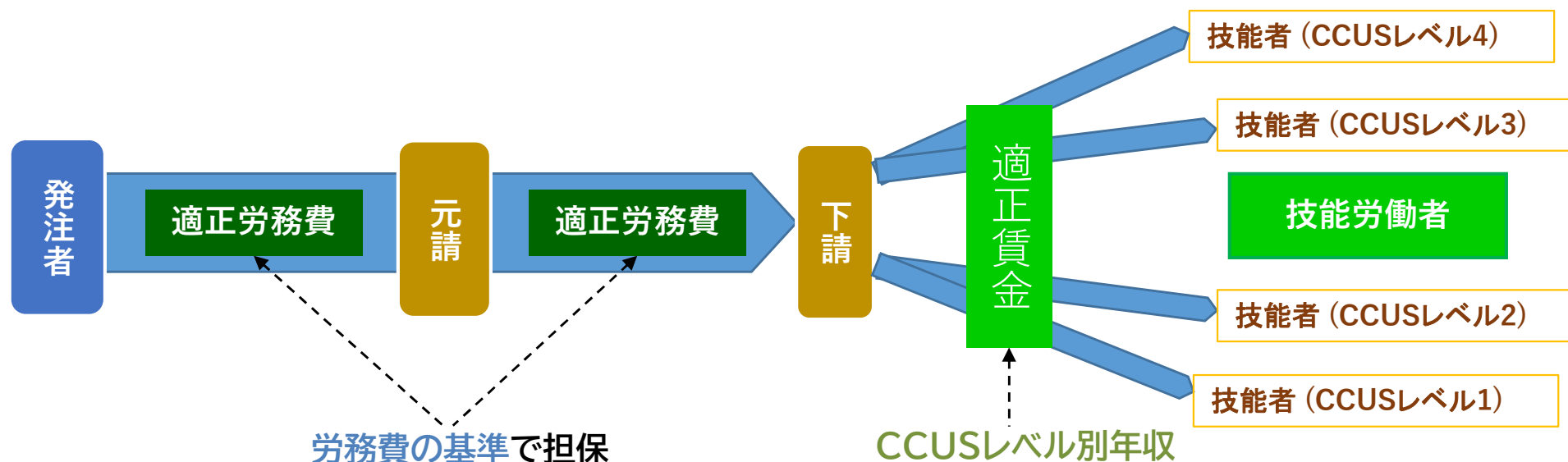
- **技能者の処遇**を全体として**改善**するとともに、個々の技能者について**経験・技能に応じた処遇**がなされるよう、CCUSレベル別年収を指標とする。
- その際、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにするとともに、賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う**健全な競争環境**を実現する。



## 「労務費の基準」の実効性確保のための方向性

- 「労務費の基準」制度の導入により、もらったら払う(上流から下流へ価格が決まる)のではなく、**適正水準を積み上げる(下流から上流へ価格が決まる)形**にしていく。
- そのために、**入口での対策**(契約段階における実効性確保)と、**出口での対策**(労務費・賃金の支払いの実効性確保)の両面で、「労務費の基準」の実効性を確保していく。
- その際、公共発注者には技能者への賃金支払いの確保について一定の役割があることなど、**公共工事の特性を踏まえた対策**を上乗せ的に講じる。

「労務費の基準」制度により、公共工事・民間工事を問わず、適正な労務費(賃金の原資)が確保され、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が確保されるようにする。



- ・ 技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- ・ 賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う健全な競争環境を実現する

実効性を確保

入口での対策  
(契約段階における実効性確保)

出口での対策  
(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

公共工事における上乗せ対策  
(公共発注者による実効性確保)

# 「入口」「出口」について中長期的に目指すべき将来像

## 中長期的に目指すべき将来像

## 講じる実効性確保策の項目

### <入口での対策(入札契約段階での実効性確保)>

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

- 公共工事**
- 入札参加者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書を提出。
  - 公共発注者は、労務費についてダンピングされていないかを確認。

⇒これらの実現により、発注者から下請までの各契約段階で、適正水準の労務費を確保。

- 見積における労務費・必要経費の明示の促進

- 自主宣言制度による事業者の見える化
- 国(建設Gメン)による調査
- ⇒【資料1-2】で詳細を整理

- 労務費ダンピング調査の実施
- 内訳書の作成と合理的確認手法の確立
- ⇒【資料1-4】で詳細を整理

### <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。

- 公共工事**
- 賃金確認方法は、国直轄工事で試行後、他の発注者に対しても取組の普及を促進する。
  - 公共発注者は、適正な賃金を支払う事業者を選定するため、証明書を踏まえ適切な事業者を選定する。

⇒処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

- 国・都道府県(許可行政庁)による調査
- 契約当事者によるコミットメントの活用
- 技能者からの情報提供制度の構築
- 国による悪質事業者の公表
- 処遇優良事業者証の活用
- ⇒【資料1-3】で詳細を整理

- 賃金・労働時間の確認
- 契約当事者によるコミットメントの活用
- ⇒【資料1-4】で詳細を整理

# 実効性確保のロードマップ(民間工事)

議論のたたき台  
(WGの議論を踏まえて修正)

民間工事

## 法施行後、段階的に実施すべき内容

## 中長期的に 目指すべき将来像

### <入口での対策

### (入札契約段階での実効性確保)>

R7

法施行

12月

R8~

R9~

R11~

見積における労務費・  
必要経費の明示

ガイドライン等の提示

各専門工事業団体等が標準見積書を作成・改訂  
労務費等を明示した見積作成・保存を普及(※)

労務費の基準を  
活用した見積を  
商慣習化

(※)2次下請以降の小規模事業者・一人親方等も含む  
(※)建築工事においては、まず労務費の内訳の明確化を実施

事業者の見える化

詳細検討

自主宣言制度の運用開始

制度の普及に向けた効果的施策の検討・  
実施

国(建設Gメン)  
による調査

通報等を踏まえて見積等を調査し、調査結果に応じて指導・監督

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

### <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

国・都道府県(許可行政庁)による調査

見積調査や通報等を踏まえ、法令違反が疑われる場合等に、調査・指導等

契約当事者による  
コミットメントの活用

約款改正  
(選択条項)

民間発注者・建設業者が任意で活用

技能者からの  
情報提供制度の構築

実施に向けた役割分担とコスト負担のあり方の検討

システムの設計・構築

試行運用

悪質事業者の公表

法律上の根拠規定整理

国による公表開始

処遇優良事業者証  
の活用

実施に向けた役割分担とコスト負担のあり方の検討

公共工事での先行検討状況を踏まえた簡易システムの設計・構築

- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。



# 実効性確保のロードマップ(戸建住宅の工事)

議論のたたき台  
(WGの議論を踏まえて修正)

戸建住宅

## 法施行後、段階的に実施すべき内容

## 中長期的に 目指すべき将来像

### <入口での対策

(入札契約段階での実効性確保)>

R7

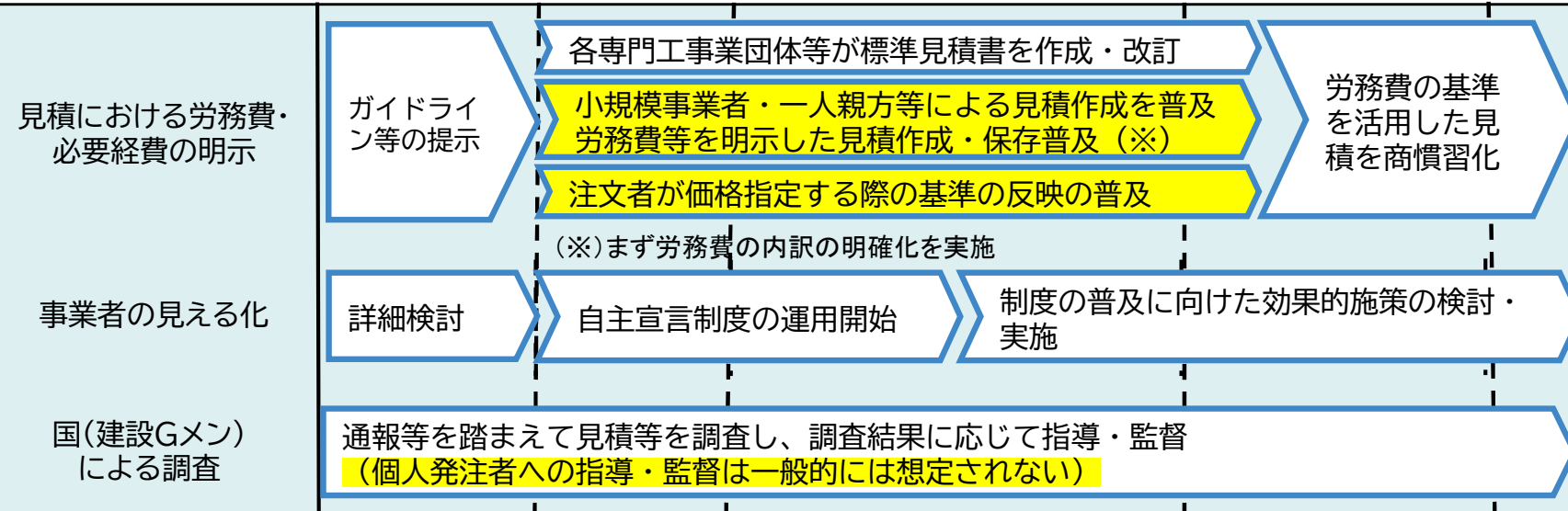
法施行

12月

R8~

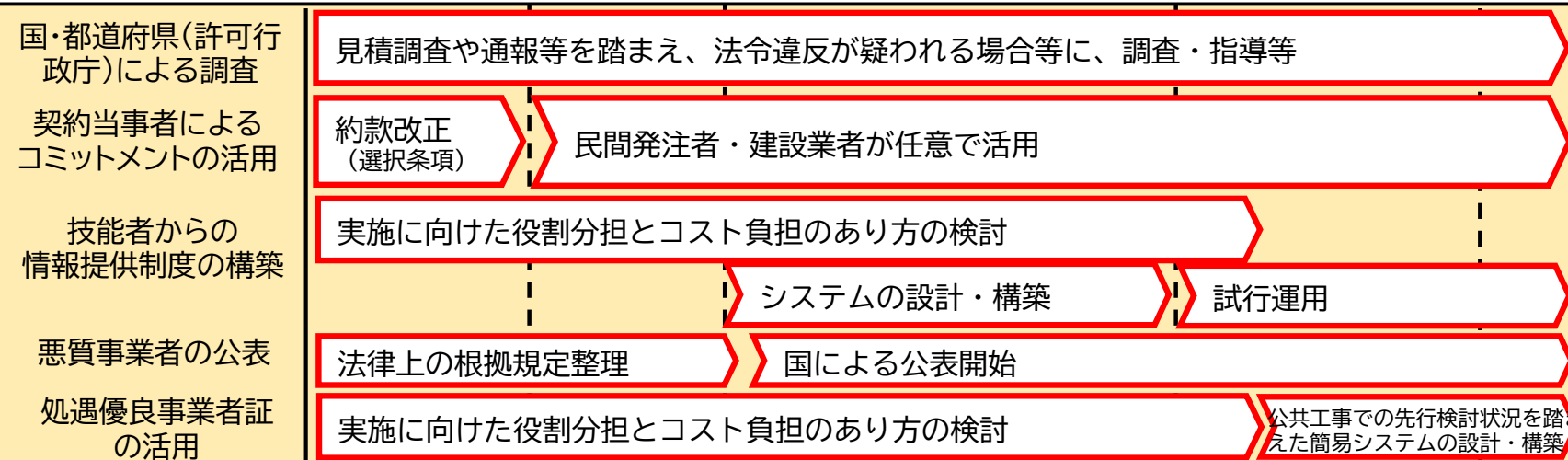
R9~

R11~



- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

### <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>



- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

<入口での対策  
(入札契約段階での実効性確保)>

法施行後、段階的に実施すべき内容

中長期的に  
目指すべき将来像

|                       | R7 法施行<br>12月  | R8～                                                                | R9～ | R11～          |
|-----------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------|-----|---------------|
| 労務費<br>ダンピング調査        |                | 入札参加者による入札金額内訳書の提出                                                 |     |               |
| 内訳書の作成                | ガイドライン<br>等の提示 | 入札参加者は、労務費等を明示した内訳書の作成<br>発注者は、内訳書に記載された内訳を確認                      |     |               |
| 内訳書の合理的な<br>確認手法の確立   |                | (直轄土木) システムを活用して労務費の確認を開始 (※)                                      |     |               |
| 見積における労務費・<br>必要経費の明示 |                | (※)建築工事については、対応したシステムが提供され次第、運用開始<br>(※)建築工事については、必要な労務費の内訳の明確化を実施 |     | 取組内容を順次自治体へ展開 |
| 事業者の見える化              | 4ページ参照         |                                                                    |     |               |
| 国(建設Gメン)に<br>よる調査     | 4ページ参照         |                                                                    |     |               |

<入札契約手続きにおける  
労務費の可視化>  
○入札参加者は、労務費の基準  
を参考としつつ、自らの歩掛  
に即した労務費を算出し、そ  
れを明示した入札金額内訳  
書を提出。  
○発注者は、労務費についてダ  
ンピングされていないかを  
確認。  
(上記のほかは、4ページ(民間  
工事)と同様)

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

|                        |                                             |                  |               |  |
|------------------------|---------------------------------------------|------------------|---------------|--|
| 賃金・労働時間の確認             | 直轄土木で試行中。試行を踏まえて直轄土木で実施検討（受注者希望型⇒発注者指定型）（※） |                  |               |  |
|                        | （※）建築工事については、直轄土木の試行状況等を踏まえ、進め方を検討          |                  | 取組内容を順次自治体へ展開 |  |
|                        | 適切な事業者選定に向けたインセンティブを検討                      |                  |               |  |
| 契約当事者による<br>コミットメントの活用 | 約款改正<br>（選択条項）                              | 公共発注者・建設会社が任意で活用 |               |  |
| 技能者向からの<br>情報提供制度の構築   | 4ページ参照                                      |                  |               |  |
| 処遇優良事業者証<br>の活用        | 4ページ参照                                      |                  |               |  |

<賃金確認手法の確立>  
○賃金確認方法は、国直轄工事  
で試行後、他の発注者に対し  
ても取組の普及を促進する。  
○公共発注者は、適正な賃金を  
支払う事業者を選定するた  
め、証明書を踏まえ適切な事  
業者を選定する。  
(上記のほかは、4ページ(民間  
工事)と同様)